

中高層集合住宅の各戸検針及び水道料金徴収に関する取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、知多市水道事業給水条例（平成10年知多市条例第2号。以下「給水条例」という。）に基づき、遠隔指示水道メーター設置による集中検針方式を採用して行う受水槽以下の導水装置（以下「導水装置」という。）から給水を受ける中高層集合住宅の各戸検針及び水道料金（以下「料金」という。）徴収に関する取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱における用語の意義は、次に定めるところによる。

- (1) 住宅管理者 賃貸住宅の所有者、所有者の指定した者又は分譲方式の集合住宅にあっては管理組合等をいう。
- (2) 親メーター 受水槽の前に市が設置する水道メーターをいう。
- (3) 各戸メーター 導水装置に設置する各戸の水道メーターをいう。

(適用の条件)

第3条 この要綱の適用を受ける範囲及び要件は、次のとおりとする。

- (1) 導水装置により給水を受ける集合住宅等であること。
- (2) 各戸メーターは、計量法(平成4年法律第51号)に基づくもので、水道申込者が設置するものであり、集中検針方式による遠隔指示メーターであること。
- (3) 工事の計画及び設計に当たっては、事前に設計図書を知多市長に提出し、協議をすること。
- (4) 工事の施行に当たっては、設計図書を知多市長に提出し、承認を受けること。
- (5) 中高層集合住宅の各戸検針及び料金徴収に関する取扱契約(協定)を締結すること。

(申請の手続等)

第4条 この要綱の適用を受けようとする住宅管理者は、中高層集合住宅の各戸検針及び料金徴収に関する取扱申請書（様式第1）を知多市長に提出しなければならない。

(検針)

第5条 検針は、親メーター及び各戸メーターの双方について行うものとする。

2 知多市長は、各戸メーターの使用水量を当該使用者に通知するものとする。

3 知多市長は、親メーター又は各戸メーターの故障等により正常な検針結果が得られない場合は、過去の実績等を勘案して給水条例第25条の規定に基づき使用水量を認定する。

(料金の徴収)

第6条 上下水道料金は、給水条例第26条及び知多市下水道条例（昭和48年条例第3号。）第16条の規定に基づき算定し、使用者から徴収するものとする。

2 親メーターの使用水量が、各戸メーターの合計使用水量を超えた場合は、その差水量に対する料金を住宅管理者から徴収する。ただし、差水量が使用水量の8パーセントを超えない場合は、徴収しない。

3 受水槽、高架水槽の清掃をした場合は、当該水槽の容量分に相当する料金を住宅管理者から徴収する。

4 前2項の料金は、給水条例第25条に定める水量料金の規定のうち、40立方メートルを超えるものの欄の単価を適用する。

(維持管理責任)

第7条 導水装置の維持管理、修繕等は住宅管理者の責任においてしなければならない。ただし、知多市長は、必要に応じて住宅管理者の立会いのもとで当該施設の立入検査をし、適当な措置をさせることができるものとする。

2 検定期間が満了するメーターは、当該満了2カ月前までに取替えを終了し、その旨を知多市長に報告しなければならない。

3 前条第3項に規定する清掃をした場合は、速やかに知多市長に報告するものとする。

(設置位置)

第8条 各戸メーター及び集中検針盤を設置する場合は、将来の維持管理及び検針に適する場所を選び、知多市長の承認を得るものとする。

2 遠隔指示水道メーターの形式は、知多市長が承認したものとする。

(適用の解除)

第 9 条 この要綱の規定に違反した場合は、その適用を解除するものとする。

(雑則)

第 10 条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成 10 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 前項の規定にかかわらず、この要綱の施行日前に設置された親メーター及び各戸メーターに対しては、この要綱を適用することができるものとする。

附 則

この要綱は、平成 16 年 8 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成 18 年 6 月 1 日から施行する。
- 2 前項の規定にかかわらず、この要綱の施行日前に設置された親メーター及び各戸メーターに対しては、この要綱を適用することができるものとする。

附 則

- 1 この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 前項の規定にかかわらず、この要綱の施行日前に設置された親メーター及び各戸メーターに対しては、この要綱を適用することができるものとする。

様式第1

中高層集合住宅の各戸検針及び水道料金徴収に関する取扱申請書

年 月 日

知多市水道事業 知多市長 様

住 所 _____

申請者 氏 名 _____

電 話 _____

(新規・休止・記載事項変更)該当するものに○をつけてください。

1. 所在地	知多市 番地
2. 住宅の名称	
3. 住宅の所有者	住所 氏名 電話
3. 住宅管理者	住所 氏名 電話
4. 建物の構造	鉄骨 R C 階建 戸
5. 水道メーターの設置数	集中検針盤 個 各戸メーター 個 (別途散水栓 有 ・ 無)
6. 関係図書	別添 枚
7. 各戸の表示	別添 枚
8. 受水槽	棟 個、容量 m ³
9. 高架水槽	棟 個、容量 m ³
適用希望年月日	年 月 日

* 関係図書は、集中検針盤の位置が確認出来る平面図及び集中検針盤の仕様書(様式不問)

* 集中検針盤がオートロックの内側にある場合は解錠パスワード _____